

令和 6 年度から「大府市奨学金」の支給要件を緩和し、 他の奨学資金との併用を可能にします

大府市は、経済的な理由により修学困難な高等学校などの生徒へ支給する給付型奨学金「大府市奨学金」の支給要件を令和 6 年度から、他の奨学資金と併用ができるよう緩和します。現在、高等学校などの授業料は多くの世帯が無償となりますが、物価高騰などの影響で子育てや教育関連に関する家計の負担が増加している現状を踏まえ、この奨学金の支給要件を緩和し、生徒の教育機会の均等や教育に関する支援の充実を図ります。

なお、12 月議会で「大府市奨学金の支給に関する条例」の一部改正案を上程予定です。

■大府市奨学金制度の概要

経済的な理由により修学困難な高等学校などの生徒に対して、以下の要件で返済不要の給付型奨学金を支給しています。

支給要件／「大府市奨学金の支給に関する条例」第 5 条に規定

- ①本市に住所を有し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校等に進学又は在学するもの
- ②経済的な理由で就学困難なもの
- ③心身ともに健全で品行方正、学力良好なもの
- ④独立行政法人日本学生支援機構その他の奨学資金を受けていないもの

※条例の一部改正により、④「独立行政法人日本学生支援機構その他の奨学資金を受けていないもの」を削除し、令和 6 年度から他の奨学資金と併用できるようにします。

奨学金の額／ 月額：16,000 円（年額：192,000 円）

※令和 5 年度から月額 1,000 円増額しています。

※返済不要の給付型の奨学金としては、県内で最も高い支給額です。

支給期間／支給決定日から在学する学校の正規の修業期間を終了するときまで

■今後のスケジュール

令和 5 年 12 月 「大府市奨学金の支給に関する条例」一部改正案の上程

令和 6 年 1 月 令和 6 年度奨学生の募集

令和 6 年 4 月 支給開始

【問い合わせ先】

大府市学校教育課

担当：近藤 祐生（こんどう・ゆうき）

電話：0562-46-3332 FAX：0562-44-0020 メール：gakkyo@city.obu.lg.jp